

# フコク生命の 財形住宅貯蓄

## 財形住宅貯蓄積立保険

### 1 有利な非課税扱の貯蓄です。

払込保険料累計額の最高限度額は550万円です。

### 2 計画にあわせて自由な積立ができます。

保険料は給与や賞与から引去りされますので、確実に住宅取得の準備ができます。

### 3 住宅融資が受けられます。

マイホームの購入資金に公的融資をご利用できます。

### 4 災害保障が付いています。

払込保険料累計額の5倍相当の災害保障が付いています。

## 給付の内容

#### ●生存給付金

生存給付金の支払請求書類が到着した日に被保険者が生存されている場合に、その日における積立金の全部または一部（積立金の9割以内）を生存給付金としてお支払いします。

#### ●災害で死亡・高度障害のとき

被保険者が責任開始の日以後の災害・不慮の事故等により、180日以内に死亡し、または高度障害状態に該当したときは、事故等の発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金としてお支払いします。

#### ●病気で死亡・高度障害のとき

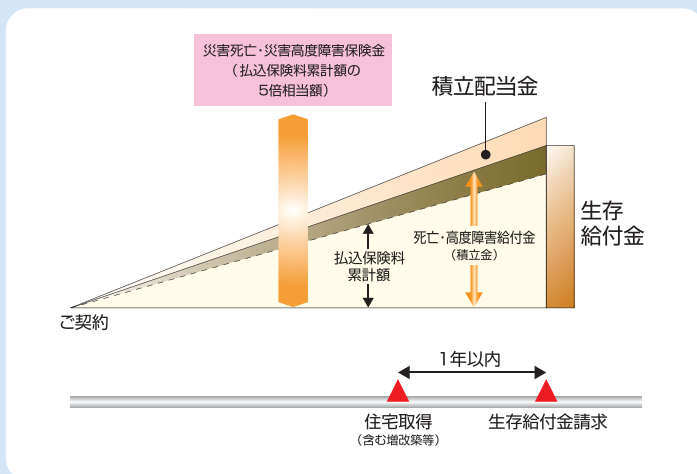
被保険者が病気により死亡し、または高度障害状態に該当したときは、その死亡・高度障害日における積立金を死亡・高度障害給付金としてお支払いします。

#### ●途中で解約のとき

契約者が保険期間の途中でご契約を解約されたとき、その契約の払込保険料および経過期間に応じて計算した金額を解約返戻金としてお支払いします。  
ただしご契約後34ヵ月以内で解約されますと解約返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。

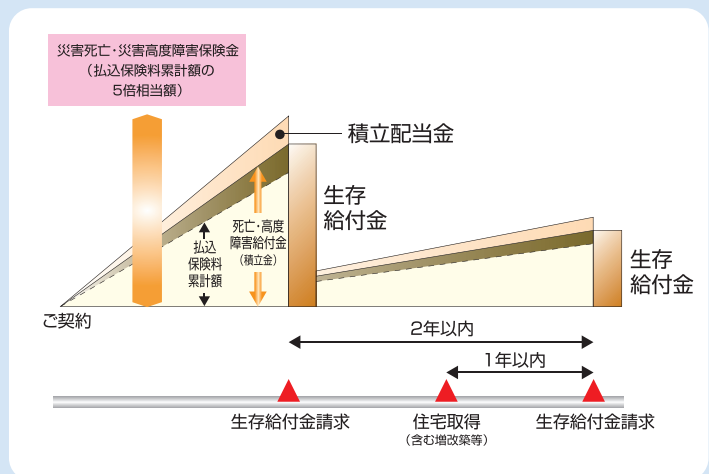
## 財形住宅貯蓄積立保険の仕組みと生存給付金の請求

財形住宅貯蓄積立保険の積立金の払出（生存給付金の請求）は2通りがあります。



### ① 住宅の取得または増改築等後のご請求の場合

住宅の取得または増改築等後1年以内に所定の書類を添えて生存給付金をご請求いただけます。ただし払出せる金額は住宅の取得または増改築等に要した費用以下です。



### ② 住宅の取得または増改築等前のご請求の場合

積立金の9割または住宅の取得・増改築等の費用のいずれか低い額以下をご請求いただき、払出しの日から2年を経過する日または住宅の取得・増改築等の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに所定の書類をご提出いただけます。なお、この際住宅の取得または増改築等の費用が払出額を上回った場合には、その差額を限度としてご請求いただくことができます。ただし積立金の範囲内に限ります。

# 生存給付金受取額例表

保険料	毎月1万円		毎賞与時(年2回)10万円	
保険期間	払込保険料累計額	給付時受取額	払込保険料累計額	給付時受取額
5年	600,000円	約606,750円	1,000,000円	約1,012,870円
6	720,000	732,210	1,200,000	1,222,480
7	840,000	859,160	1,400,000	1,434,590
8	960,000	987,630	1,600,000	1,649,250
9	1,080,000	1,117,650	1,800,000	1,866,480
10	1,200,000	1,249,230	2,000,000	2,086,340
15	1,800,000	1,931,520	3,000,000	3,226,360

- 給付時受取額は、積立配当金額を含んでおりません。
- 払込保険料累計額は財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額の範囲内とし、この場合には生存給付金から、払込保険料累計額を差し引いた金額(差益)が非課税になります。
- 支払保険料累計額の最高限度額は、財形住宅貯蓄契約と財形年金貯蓄契約と通算して550万円までです。なお、非課税申告額を超える積立はできません。

- 次のような事項に該当する場合は要件違反となり、差益に対して20.315%の源泉分離課税(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)が行われます。
  - (1)解約の場合
  - (2)ア.住宅の取得または住宅の増改築等後の払出しの場合  
住宅の取得または住宅の増改築等後1年以内に所定の書類の提出がなかった場合  
イ.住宅の取得または住宅の増改築等前の払出しの場合  
払出しの日から2年を経過する日または住宅の取得・増改築等の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに所定の書類の提出がなかった場合
  - (3)取得した住宅が、財形法および関係省令で定めた次の条件に該当しない場合

### 【取得する住宅についての条件】

- 自己の住居する住宅であること
- 床面積が50㎡以上
- 中古住宅・木造……………築後20年以内  
耐火構造……………築後25年以内  
(注)セカンドハウスの取得は対象となりません

### 【増改築等についての要件】

- 契約者自身の居住用の住宅であること
- 床面積が50㎡以上であること
- 工事に要する費用が75万円を超えること
- 「住宅の工事対象となる部分」のうち、契約者(＝勤労者)の居住用以外の用に供する部分がある場合には、居住用に供する部分に係る工事の費用が全体の費用の1/2以上であること

## 必ずお読みください。

「受取額は変動(増減)します。」

- 記載の給付時受取額は、現在の予定利率1.5%(平成25年1月現在)が給付時までそのまま推移したと仮定して計算したものです。財形法の改正または著しい経済変動その他の事情変更により特に必要があると認められた場合には、主務官庁の許可を得て、予定利率等を将来に向かって変更することがあります。したがって、記載の給付時受取額は将来の受取額をお約束するものではありません。
- 配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

## ご契約に際して

### ●契約の形態

契約者、被保険者、生存給付金受取人は同一の勤労者としてします。

### ●契約年齢

満15歳以上54歳以下。

### ●保険期間

5年以上です。5年以上40年以下の範囲内で期間延長、または短縮をすることができます。なお、保険期間満了時まで生存給付金の支払いがない場合は、最長40年を限度として保険期間が1年ごとに延長されます。また、住宅取得を目的として払出しをする場合は、5年未満となる期間短縮をすることができます。

### ●責任開始日

事業主が第1回保険料を賃金から控除した日から当社は保険契約上の責任を負います。

### ●保険料のお払込み

保険料は保険期間中定期にお払込みいただきます。毎月の給与から払込む方法(毎月払)、賞与から払込む方法(毎賞与払)、およびその併用があります。

### ●配当金について

ご契約2年目からの配当金は所定の利率で積み立てておき、給付金・保険金等の支払時にあわせてお支払いします。

### ●給付の目的

生存給付金は、契約者の持家としての住宅取得または増改築等のための資金に充てられるものであることが必要です。

### ●住宅取得資金

生存給付金を住宅取得または増改築等のための頭金等に充当した後の不足額については、事業主・独立行政法人住宅金融支援機構・その他金融機関からの貸付を受けて支払うことを予定していることが必要です。

### ●保険料払込方法の変更

契約者は所定の手続きにより、当社の定める範囲内において、この保険契約の保険料払込方法を将来に向かって変更することができます。

### ●退職時等のお取扱い

契約者が退職や転職等により、保険料が賃金から控除できなくなった場合には、退職または転職等の日から2年以内に解約の手続きをしていただくことになります。ただし、退職の日から2年以内に転職された場合に、転職先で当社あるいは他の金融機関による財形貯蓄制度が採用されているときは、所定の手続きによりご契約を継続させることができます。その他、途中で生存給付金を受給後2年以内かつ住居取得または増改築後1年以内に所定の書類が提出されない場合、および最後の保険料払込から2年以上経過した場合は、その時点で解約していただくことになります。

### ●積立残高のお知らせ

積立金の残高は、毎年1回以上契約者にお知らせいたします。

### ●次の場合には災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いできません

- 被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 被保険者の犯罪行為、精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 災害死亡保険金については、災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失によるとき。
- 戦争その他の変乱、地震、噴火、津波によるとき。

### ●その他

- この保険には契約者貸付のお取扱いはありません。
- この保険には生命保険料控除の適用はありません。

## の財形要融資制度

	財形持家個人融資
貸付対象者(抜粋)	財形貯蓄等を継続して1年以上積立て、その残高が50万円以上の方。
貸付金の対象	住宅の新築・購入(中古を含む)・増改築資金、土地の取得資金(住宅資金と同時融資が条件)
融資限度額	住宅の建設費または購入費の90%以内で財形貯蓄残高の一律10倍で最高4,000万円まで(財形貯蓄残高は、財形年金貯蓄・一般財形貯蓄・財形住宅貯蓄の残高も通算されます)。
融資の手続き	独立行政法人勤労者退職金共済機構からの事業所を通じた融資と独立行政法人住宅金融支援機構からの直接融資があります。

※手続き、利率等につきましては、貴社の厚生担当者または独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、同業務を取扱っている金融機関にお問合わせください。この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## 富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2  
フコク生命のホームページ <http://www.fukoku-life.co.jp>

フコク生命 法人サービス部 財形担当

電話 0476-47-5207

受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

☎A-24-18(H25.1.4) 46730 1301 30000 KP

担当者